

東洋町
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年
東 洋 町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の期間.....	3
3 計画の位置づけ・関連計画等との関連.....	3
4 計画策定体制について.....	3
第2章 子どもを取り巻く状況.....	5
1 人口の状況.....	5
2 世帯の状況.....	7
3 住民ニーズの状況.....	8
第3章 子ども・子育て支援事業計画について.....	17
1 計画の基本方針.....	17
2 新制度における事業の全体像.....	17
3 教育・保育提供区域の設定.....	18
4 計画期間における児童人口の見込み.....	19
5 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	20
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	23
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	37
施策体系.....	37
1 妊娠から育児まで支援する環境づくり.....	38
2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり.....	40
3 子どもの育ちを支援する環境づくり.....	42
4 子どもを守る環境づくり.....	43
5 経済的支援の充実.....	46
6 子どもの貧困対策の推進.....	48
第5章 計画の推進に向けて.....	51
1 計画の推進体制.....	51
2 計画の進行管理・見直し.....	51
資料編.....	53
1 東洋町子ども・子育て支援会議設置条例.....	53
2 東洋町子ども・子育て支援会議委員名簿.....	54

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化の進行や超高齢社会の到来に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加が深刻な課題となっています。

国においては、令和2年に改定された「少子化社会対策大綱」にて、「希望出生率1.8」の実現を目標として掲げ、実現に向けた取組を推進しています。

また、共働き世帯の増加による保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、子育てに対して不安を抱える保護者が増加している傾向にあります。

こうした状況の中、令和3年に策定された「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消と女性の就業率上昇に対応するため、保育の受け皿整備や地域の子育て資源の活用が進められています。

令和4年には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には「こども基本法」の施行と合わせて「こども家庭庁」が創設され、さらに同年12月には「こども大綱」の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、すべての子どもが幸福な生活を送れる社会を目指し、子ども政策を社会一体となって推進していくことが求められます。

本町では、子ども・子育て新支援制度に基づき、令和2年に「東洋町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、家庭・地域・学校・事業者・行政などが協働して子育てに努めるようなまちづくりを推進してきました。

この度、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「東洋町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念のもと、子ども・子育てに関する多様な施策を体系的に整理・実施し、切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
令和 2年	少子化社会対策大綱（改定）	基本的な目標として「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す
	全世代型社会保障改革の方針	少子化対策と超高齢社会への備え、地域支え合いの強化を目指す
令和 3年	新子育て安心プラン（策定）	待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進める
	子ども・子育て支援法 及び児童手当法改正	- 市町村こども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加 - 施設型給付費等支給費用にあてることができる事業主拠出金の上限割合の引き上げ - 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設 - 特例給付について、所得の額が一定の額以上のものを支給対象外とする
令和 4年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5年	こども基本法	- すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進 - こども施策の基本理念や、こども大綱の策定、こども等の意見の反映などが定められている
	こども大綱	こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めている
	こども未来戦略	若い世代の所得を増やす、社会全体の構造と意識を変える、すべてのこどもや子育て世帯への切れ目ない支援の3つを基本理念に掲げている
	こども・子育て支援加速化プラン	- ライフステージを通じた経済的支援の強化 - すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 - 共働き・共育での推進
令和 6年	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	- こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充 - 給付等を支える財源基盤の確保と見える化の推進

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの5か年とします。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画									
				見直し	本計画（第3期計画）				見直し

3 計画の位置づけ・関連計画等との関連

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」と位置づけます。

また、本町の「総合計画」をはじめ、関連する各種計画との整合・連携を図ります。

4 計画策定体制について

計画内容については、地域の実情に応じた計画内容とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成された「東洋町子ども・子育て会議」において審議・検討を行います。

また、本計画の策定にあたっては、保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、国の示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行いました。

第2章 子どもを取り巻く状況

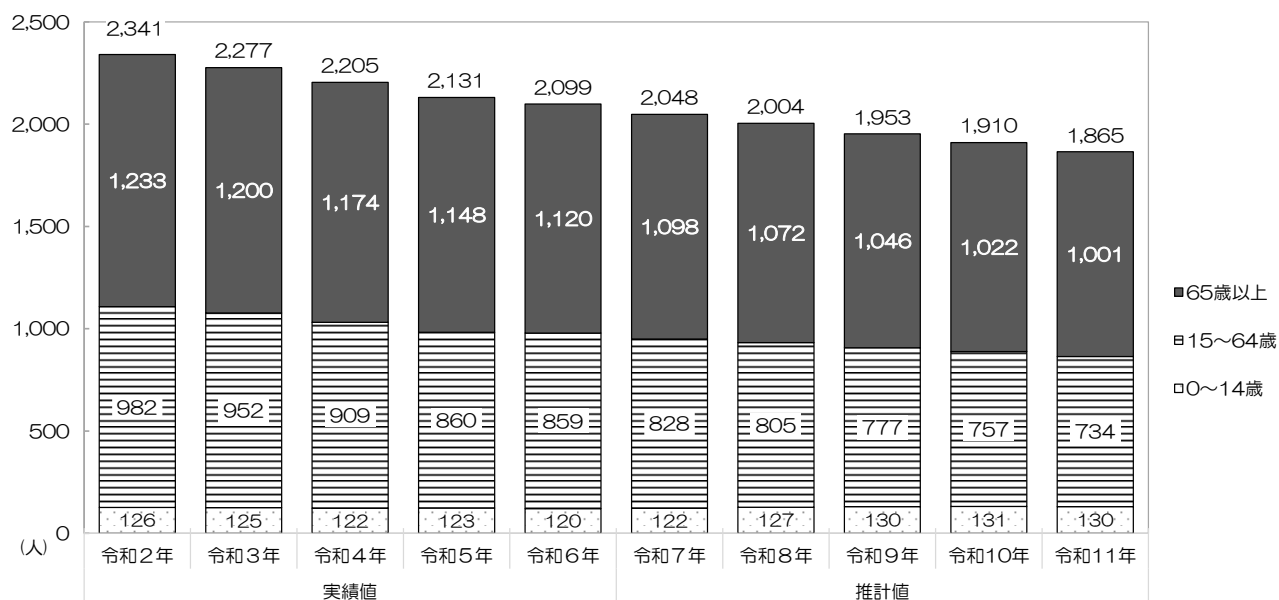
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、令和6年では2,099人で、近年の推移をみると令和2年の2,341人から一貫して減少傾向にあります。今後も減少傾向が続き、令和11年には1,865人となる見込みです。

人口構造をみると、年少人口（0～14歳）、高齢者人口（65歳以上）の構成比はともに増加傾向にあり、令和6年の年少人口割合は5.7%となっています。今後も生産年齢人口（15～64歳）の構成比は減少する見込みです。

【年齢階層別人口の推移】



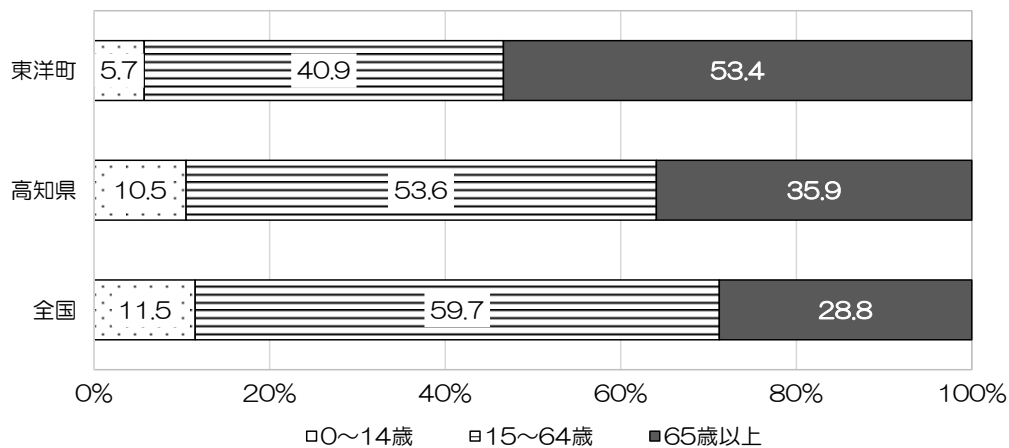
資料：住民基本台帳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口（人）	2,341	2,277	2,205	2,131	2,099	2,048	2,004	1,953	1,910	1,865
年少人口（0～14歳）	126	125	122	123	120	122	127	130	131	130
構成比（％）	5.4	5.5	5.5	5.8	5.7	6.0	6.3	6.7	6.9	7.0
生産年齢人口（15～64歳）	982	952	909	860	859	828	805	777	757	734
構成比（％）	41.9	41.8	41.2	40.4	40.9	40.4	40.2	39.8	39.6	39.4
高齢者人口（65歳以上）	1,233	1,200	1,174	1,148	1,120	1,098	1,072	1,046	1,022	1,001
構成比（％）	52.7	52.7	53.2	53.9	53.4	53.6	53.5	53.6	53.5	53.7

資料：住民基本台帳

年齢階層別人口割合を国、県と比較すると、年少人口（0～14 歳）割合、生産年齢人口（15～64 歳）割合は国や県を下回る一方、高齢者人口（65 歳以上）割合は大きく上回っています。

【年齢階層別人口割合の比較（令和6年）】

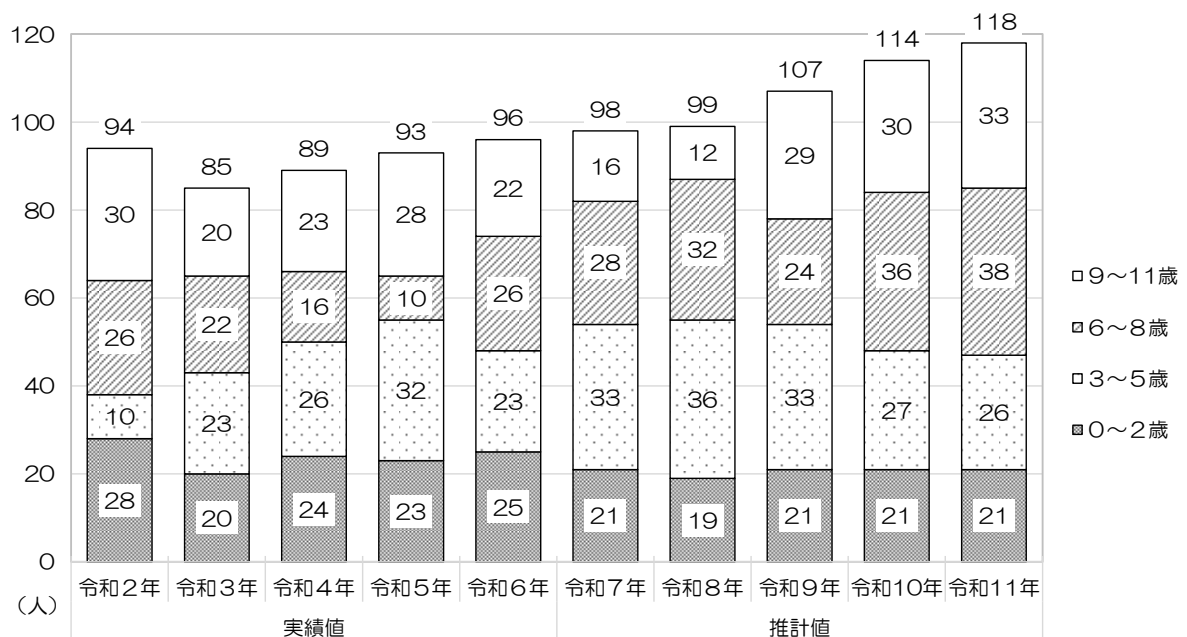


資料：住民基本台帳

（2）児童人口の推移

本町の児童人口（0～11 歳）の推移をみると、令和 3 年に減少しているものの、令和4年以降は増加傾向にあります。

【児童人口の推移】



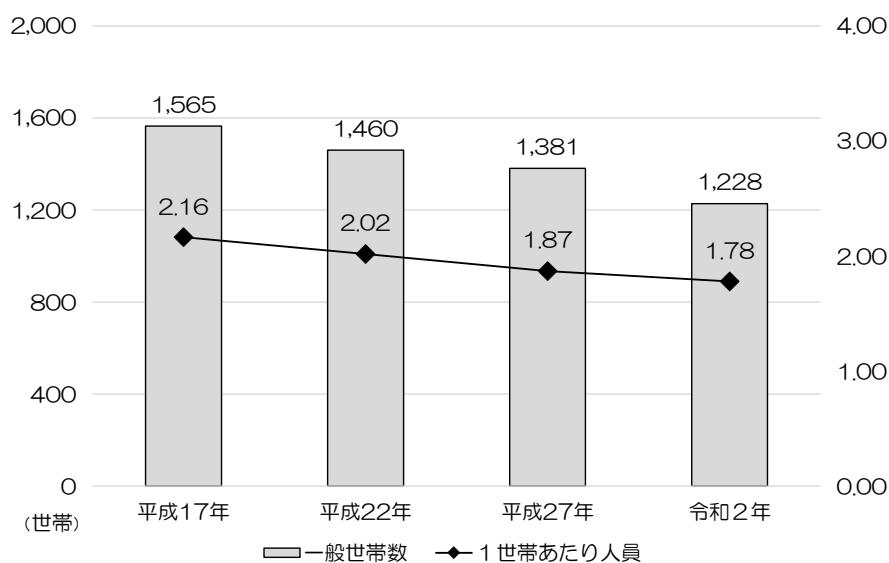
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 世帯の状況

本町の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯）は 1,228 世帯（令和 2 年国勢調査）で、近年の推移をみると、平成 17 年の 1,565 世帯から一貫して減少傾向にあります。また、1 世帯あたりの人員も平成 17 年の 2.16 人から令和 2 年の 1.78 人に減少しています。

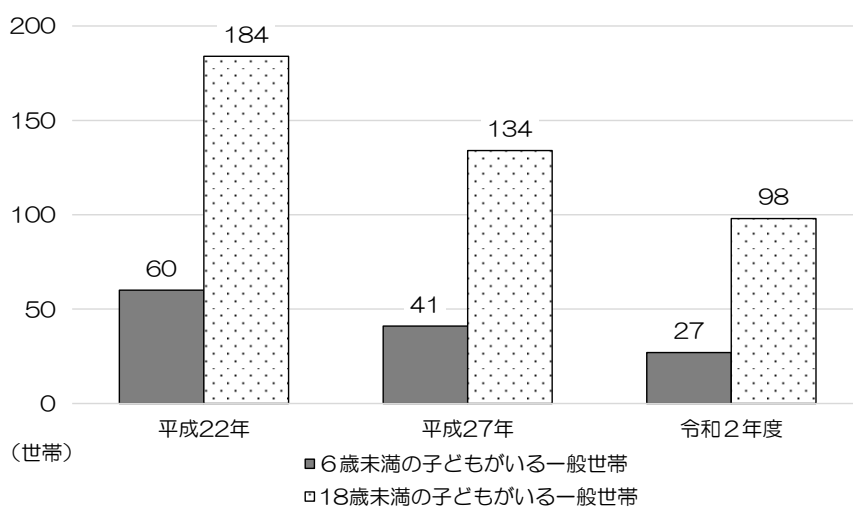
子どものいる一般世帯の直近の推移をみると、6 歳未満の子どもがいる一般世帯、18 歳未満の子どもがいる一般世帯はともに減少しています。

【世帯と 1 世帯あたりの人員の推移】



資料：国勢調査

【子どものいる一般世帯の推移】



資料：国勢調査

3 住民ニーズの状況

本計画の策定にあたって、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するアンケート調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりとなります。

【実施内容】

項目	内容
調査対象	①小学校就学前児童の保護者、②小学生児童の保護者
調査期間	令和6年2月1日～2月16日
調査方法	郵送による配布・回収

【配布数・回収率】

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	60件	23件	38.3%
就学児童の保護者	70件	15件	21.4%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

①子育ての主体者

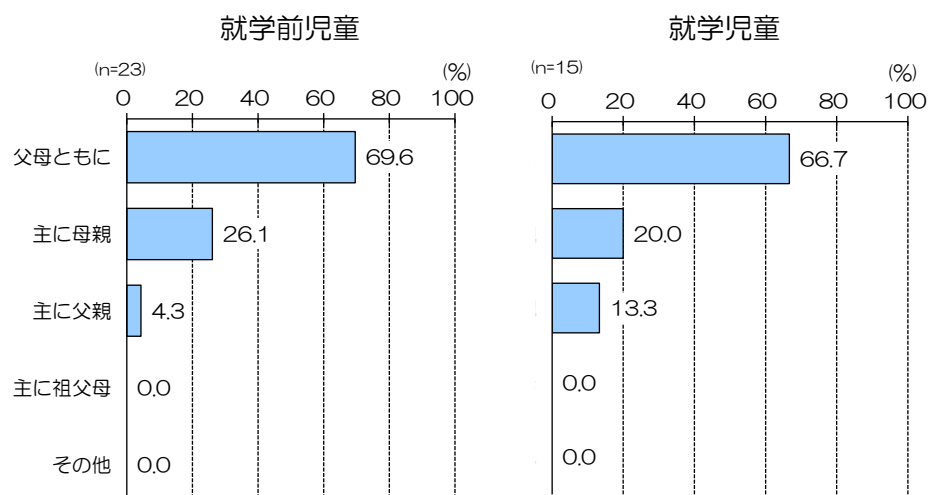
【就学前児童】

- 「父母ともに」が69.6%で最も多く、次いで「主に母親」が26.1%、「主に父親」が4.3%となっています。

【就学児童】

- 「父母ともに」が66.7%で最も多く、次いで「主に母親」が20.0%、「主に父親」が13.3%となっています。

【子育ての主体者】



(2) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

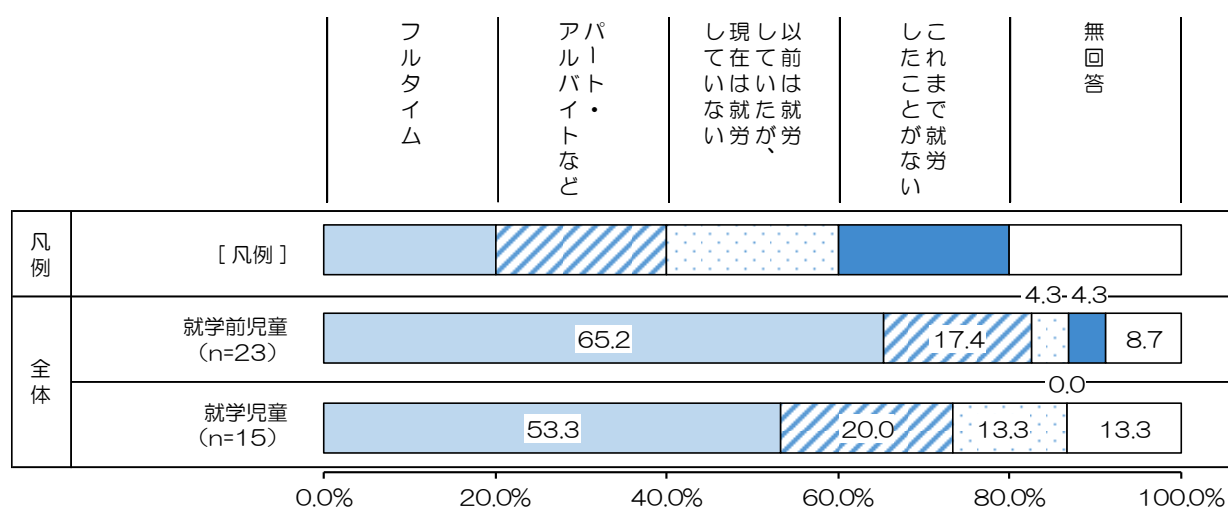
【就学前児童】

- 「フルタイム」が65.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が17.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」がそれぞれ4.3%となっています。

【就学児童】

- 「フルタイム」が53.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が20.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.3%となっています。

【現在の就労状況（母親）】



②父親の就労状況

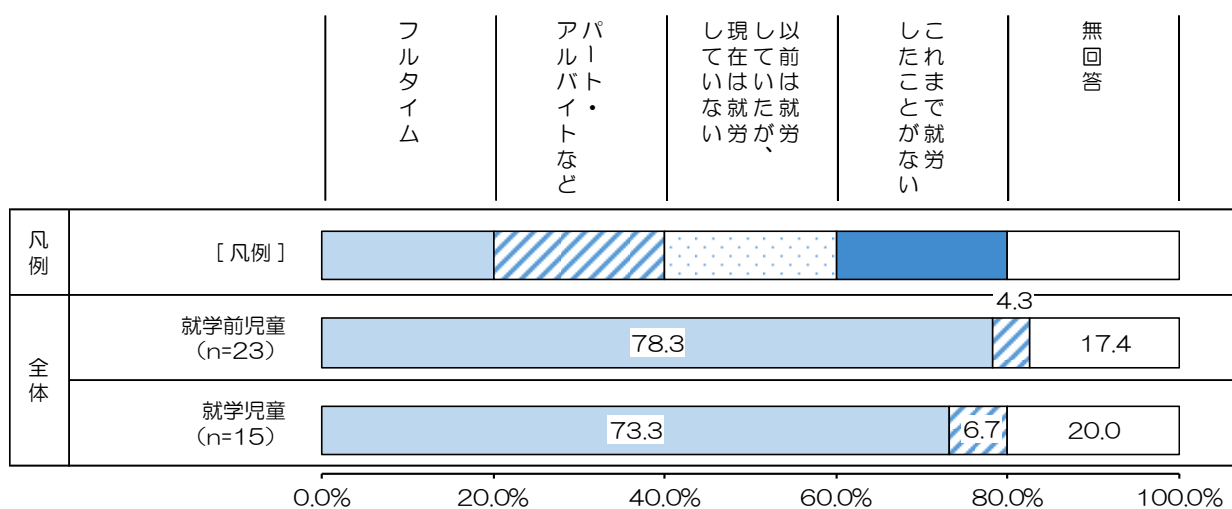
【就学前児童】

- 「フルタイム」が78.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が4.3%となっています。

【就学児童】

- 「フルタイム」が73.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が6.7%となっています。

【現在の就労状況（父親）】



(3) 育児休業について

①保護者の育児休業の取得状況（就学前児童）

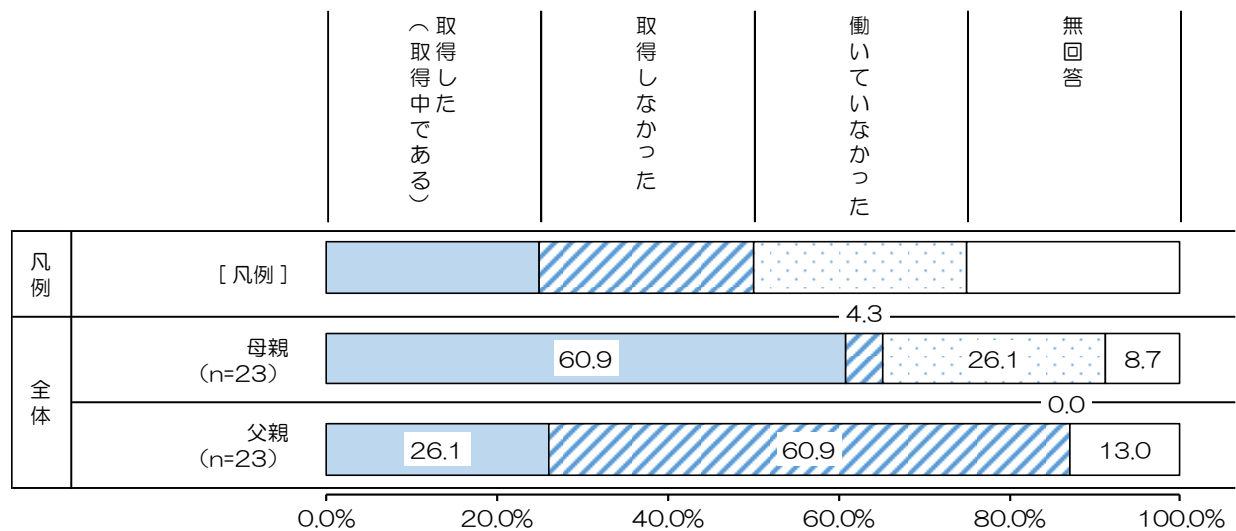
【母親】

- 「取得した（取得中である）」が60.9%で最も多く、次いで「働いていなかった」が26.1%、「取得しなかった」が4.3%となっています。

【父親】

- 「取得しなかった」が60.9%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が26.1%となっています。

【育児休業の取得状況（母親・父親）】



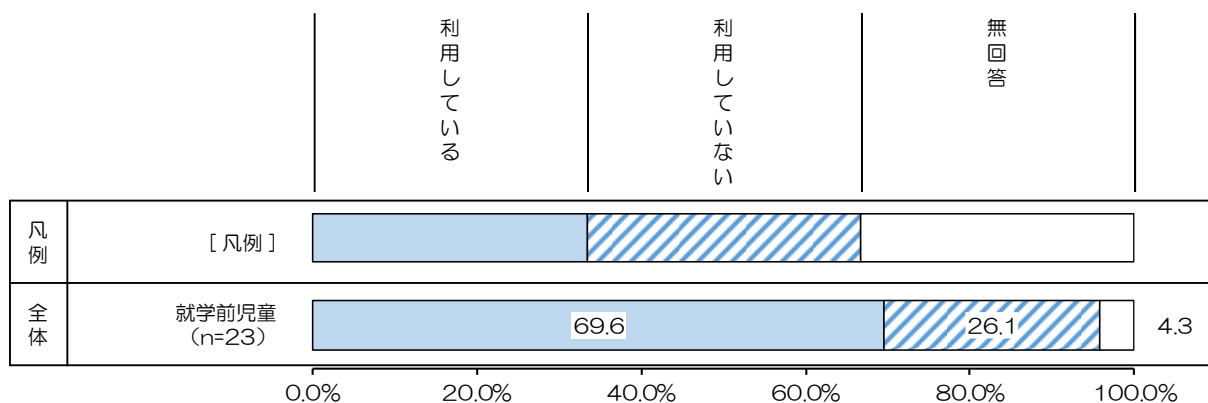
(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

【就学前児童】

- 「利用している」が69.6%、「利用していない」が26.1%となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

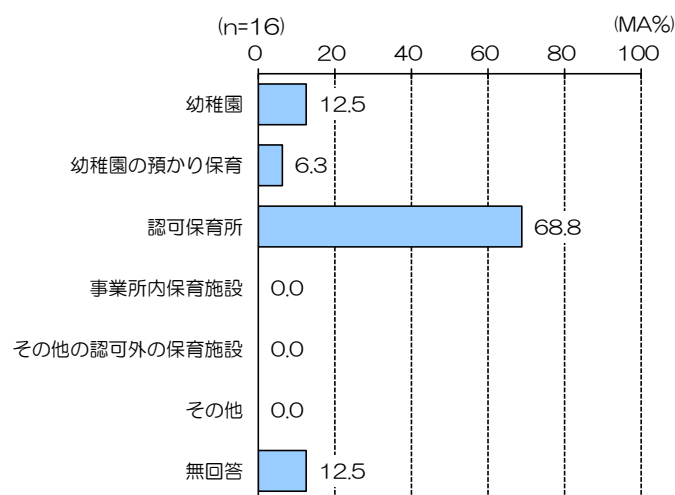


② 平日に定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童）

【就学前児童】

- 「認可保育所」が68.8%で最も多く、次いで「幼稚園」が12.5%、「幼稚園の預かり保育」が6.3%となっています。

【平日に定期的に利用している教育・保育事業（MA）】



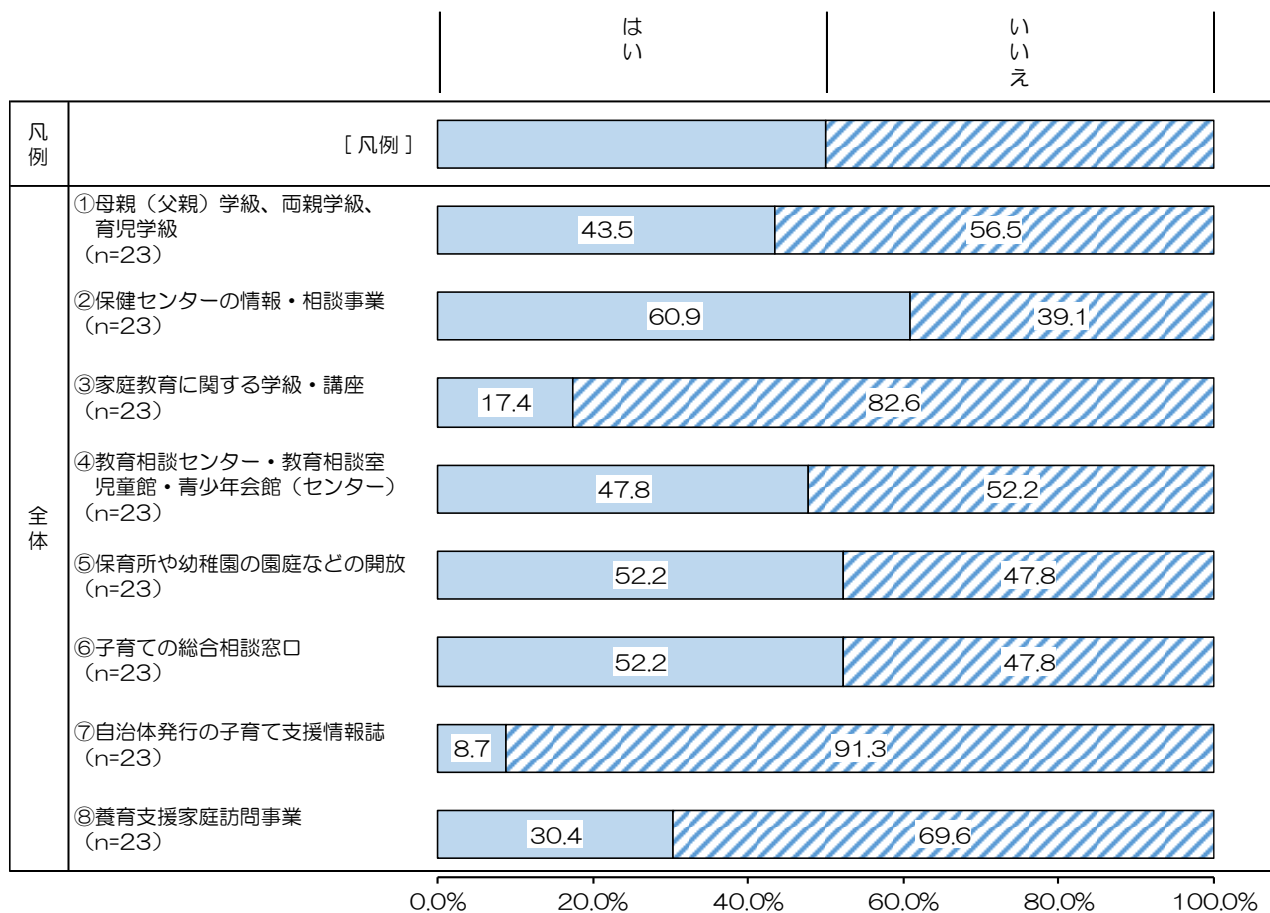
（５）町が実施している事業について

①町が実施している事業に対する認知度（就学前児童）

【就学前児童】

- 事業に対する認知度について、②保健センターの情報・相談事業、⑤保育所や幼稚園の園庭などの開放、⑥子育ての総合相談窓口は、「はい」が半数を超えています。
- 一方で、③家庭教育に関する学級・講座、⑦自治体発行の子育て支援情報雑誌については、認知度が低くなっています。

【事業に対する認知度】

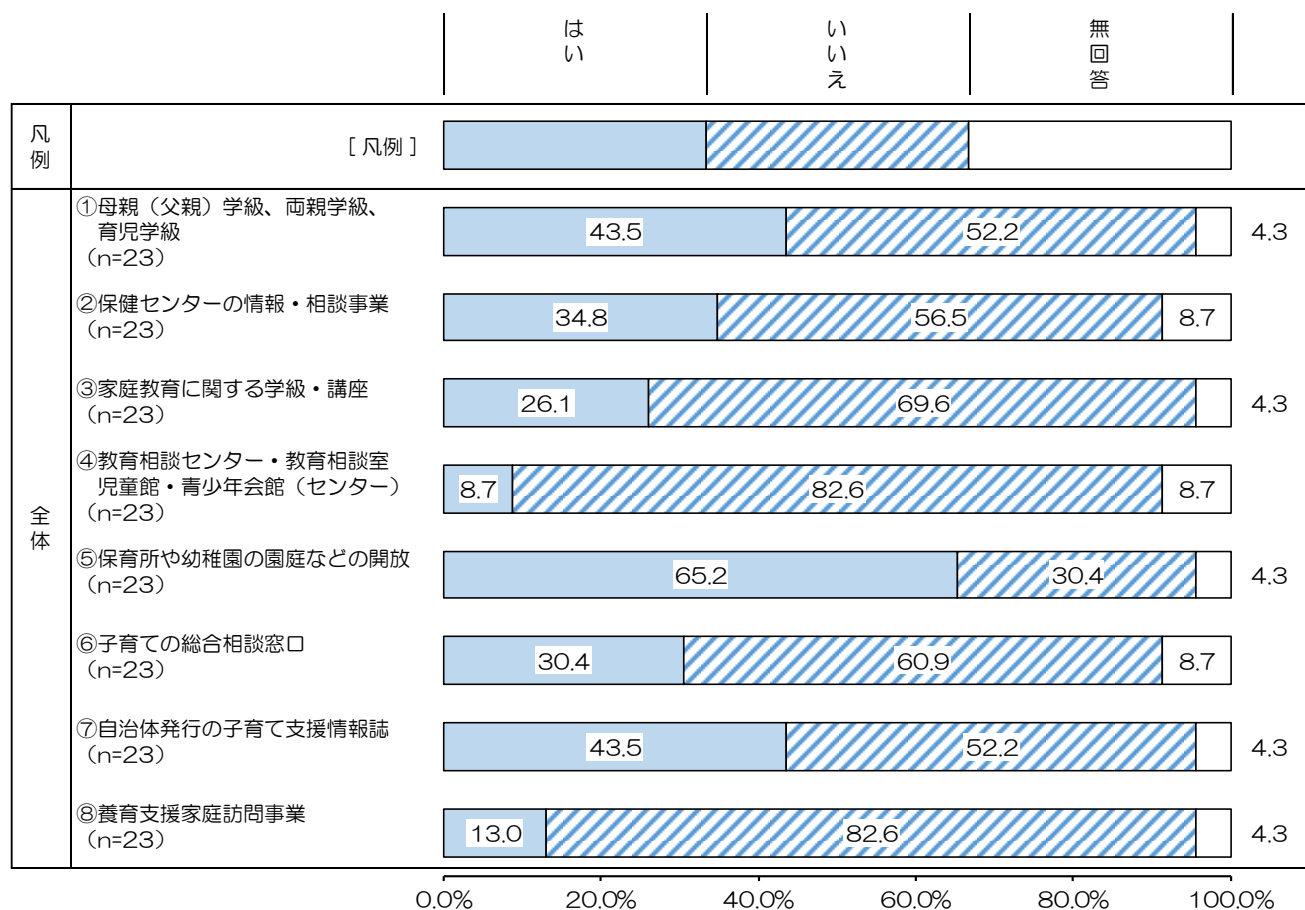


②町が実施している事業に対する今後の利用希望（就学前児童）

【就学前児童】

- 今後の利用希望について、⑤保育所や幼稚園の園庭などの開放が 65.2%と半数を超えています。
- 一方で、④教育相談センター・教育相談室・児童館・青少年会館（センター）、⑧養育支援家庭訪問事業については、利用希望が低くなっています。

【今後の利用希望】



（６）町の子育ての環境や支援への満足度

①お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度

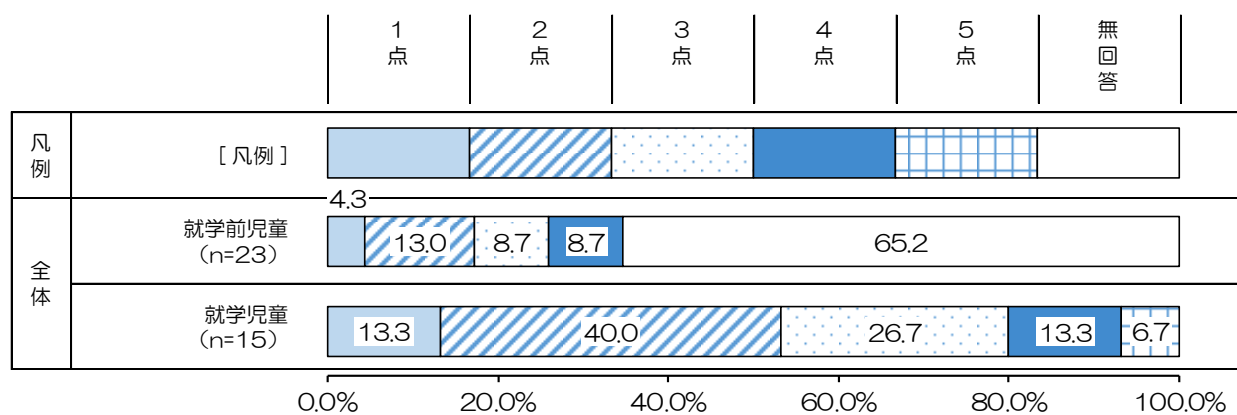
【就学前児童】

- お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、「２点」が13.0%で最も多く、次いで「３点」「４点」がそれぞれ8.7%、「１点」が4.3%となっています。

【就学児童】

- 就学児童では、「２点」が40.0%と最も多く、次いで「３点」が26.7%となっています。

【お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度】



第3章 子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の基本方針

急速な少子化の進行や家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることが求められています。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えをもとに、子どもは社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることを、社会全体で取り組むべき最重要課題として国や県と協力して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指していきます。

2 新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、保育所等の施設を利用した場合などに給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付
■子どものための教育・保育給付 ・幼稚園、保育所、認定こども園 ・地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育） ■子育てのための施設等利用給付 ・幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等 ■子どものための現金給付 ・児童手当

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で 19 事業が定められています。また、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業（法定 19 事業）	
・利用者支援事業	・病児・病後児保育事業
・地域子育て支援拠点事業	・放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）
・妊婦健康診査事業	・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
・養育支援訪問事業等	・子育て世帯訪問支援事業
・子育て短期支援事業	・児童育成支援拠点事業
・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	・親子関係形成支援事業
・一時預かり事業	・妊婦等包括相談支援事業
・時間外保育事業	・乳児等通園支援事業
	・産後ケア事業

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

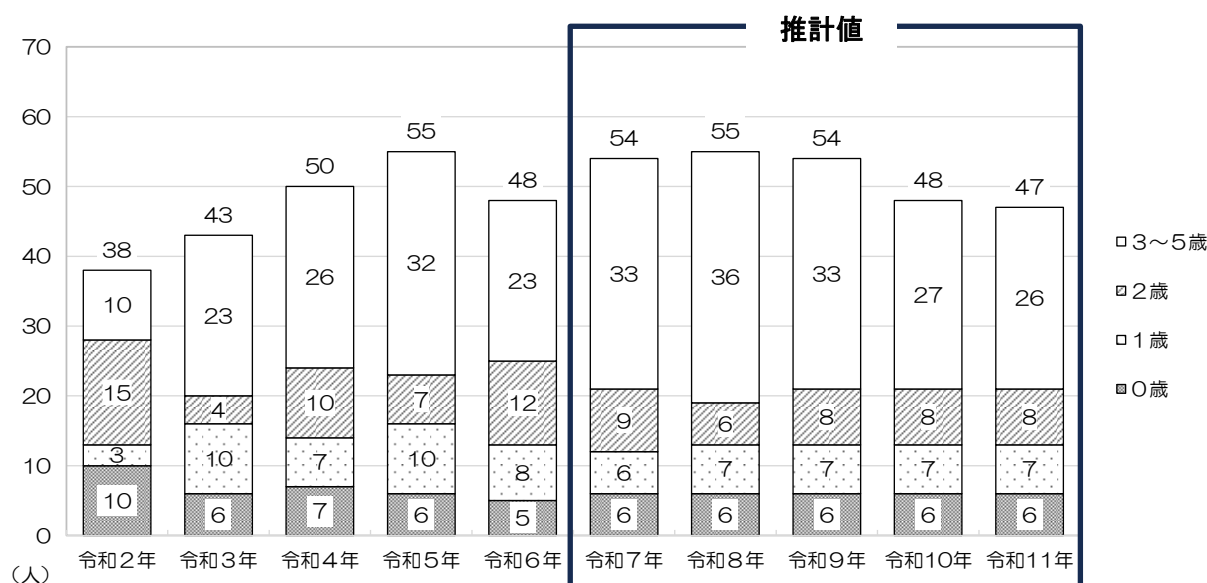
本町においては、保育所において通所区域を設定していないこと、人口減少傾向にあることから町全域を 1 区域として設定します。

4 計画期間における児童人口の見込み

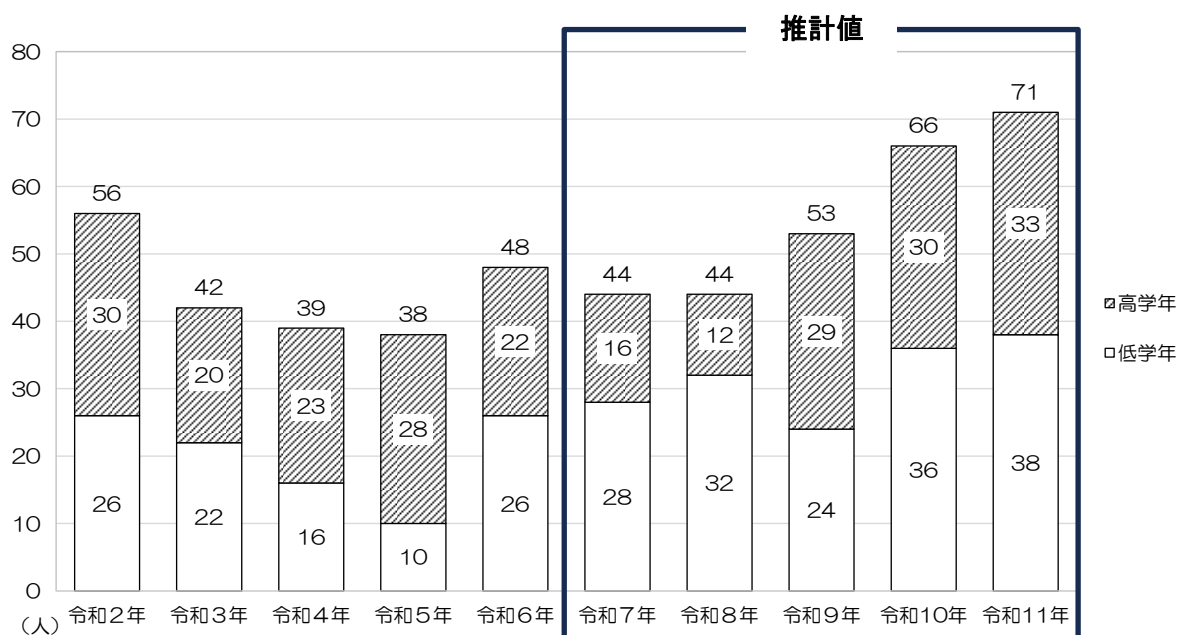
本計画の計画期間の児童人口について、過去の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行いました。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年度である令和11年には、就学前児童は47人、小学生児童は71人と見込まれます。

【就学前児童数の推移と推計結果】



【小学生児童数の推移と推計結果】



5 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や、子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準
■保育を必要とする事由 就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障害・同居親族等の介護・看護等 ■保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類 ■入所を優先する事情 ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 計画期間の量の見込みと確保方策

計画期間の量の見込みと確保方策については、児童人口の推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握されたニーズ、過去の利用実績を加味して設定しました。

教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定（幼稚園等）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
②－①		0人	0人	0人	0人	0人

2号認定（保育所等）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	教育	0人	0人	0人	0人	0人
	保育	33人	36人	33人	27人	26人
②確保方策	教育・保育施設	33人	36人	33人	27人	26人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
②－①		0人	0人	0人	0人	0人

3号認定（保育の必要がある0～2歳児）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0歳児	5人	5人	5人	5人	5人
		1歳児	6人	7人	7人	7人	7人
		2歳児	8人	5人	7人	7人	7人
		計	19人	17人	19人	19人	19人
②確保方策	教育・ 保育施設	0歳児	6人	6人	6人	6人	6人
		利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		1歳児	6人	7人	7人	7人	7人
		利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		2歳児	9人	6人	8人	8人	8人
		利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		計	21人	19人	21人	21人	21人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人	0人
②－①		2人	2人	2人	2人	2人	

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間の量の見込みと確保方策については、児童人口の推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握されたニーズ、過去の利用実績を加味して設定しました。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実現する事業です。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、こども家庭センター型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があります。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保方策	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

確保方策の考え方

令和6年から東洋町こども家庭センターが設置されました。専門職が各機関と連携を図りながら、一体的に相談支援を行います。すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに寄り添ったきめ細かな支援を提供します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てなどの相談について情報提供・助言等を行う事業です。国の地域子育て支援拠点事業の要件は満たしていませんが、町独自の事業として実施しています。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90人回	108人回	120人回	120人回	120人回
②確保方策 (実施か所数)	90人回 (1か所)	108人回 (1か所)	120人回 (1か所)	120人回 (1か所)	120人回 (1か所)

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用回数	170人回	209人回	301人回	353人回	126人回

確保方策の考え方

これからママになる方や先輩ママが集う場の提供を、あったかふれあいセンターと協働して行っています。子育て支援の場として今後も継続して実施していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査と必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象人数	6人	6人	6人	6人	6人
	健診回数	47人回	47人回	47人回	47人回	47人回
②確保方策	実施場所	県内医療機関に委託して実施を基本とする				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	9人	7人	10人	6人	5人
健診回数	76人回	51人回	72人回	75人回	49人回

確保方策の考え方

今後もきめ細かな指導と受診促進を行っていきます。

(4) 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	対象人数	6人	6人	6人	6人	6人
	訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②確保方策		6人	6人	6人	6人	6人

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	5人	9人	5人	8人	3人

確保方策の考え方

今後も保健師による新生児訪問を実施し、子育て支援を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行う事業です。

今後の方針

類似の支援として、相談支援員や保健師による家庭が抱える不安や悩みの傾聴、相談・助言等を行っています。本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を実施する事業です。現在は、受け入れ施設などの問題もあり未実施となっています。

今後の方針

保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在は実施していません。

今後の方針

本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(8) 一時預かり事業

事業内容

家庭における保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策 (実施か所数)	2人日 (2か所)	2人日 (2か所)	2人日 (2か所)	2人日 (2か所)	2人日 (2か所)

※量の見込みは、本町に幼稚園がないため、幼稚園以外の一時預かりの見込み。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用日数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保方策の考え方

里帰り出産などによる一時預かりも実施しており、今後も保護者などから要望があれば受け入れを行っていきます。

(9) 時間外保育事業

事業内容

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34人	35人	34人	30人	30人
②確保方策 (実施か所数)	34人 (2か所)	35人 (2か所)	34人 (2か所)	30人 (2か所)	30人 (2か所)

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	21人	21人	33人	36人	38人

確保方策の考え方

計画期間中の量の見込みに対し、提供体制は確保できていると考えています。今後も継続して実施していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児について、保育所などで看護師等が一時的に保育する事業です。現在は専門スタッフの確保などの問題もあり、未実施となっています。

今後の方針

本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

事業内容

保護者が労働している家庭の児童等に対して、適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	4人	8人	10人	14人	10人
	2年生	14人	3人	8人	9人	13人
	3年生	5人	13人	3人	7人	8人
	4年生	3人	7人	19人	4人	10人
	5年生	1人	2人	4人	12人	3人
	6年生	4人	1人	1人	2人	6人
	計	31人	34人	45人	48人	50人
②確保方策 (実施か所数)	計	31人 (1か所)	34人 (1か所)	45人 (1か所)	48人 (1か所)	50人 (1か所)

実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用人数	1年生	0人	1人	1人	5人	16人
	2年生	0人	8人	1人	2人	5人
	3年生	0人	6人	9人	2人	2人
	4年生	0人	4人	8人	11人	2人
	5年生	0人	4人	4人	8人	7人
	6年生	0人	5人	5人	5人	3人
	計	0人	28人	28人	33人	35人

確保方策の考え方

東洋町では令和3年から、地域社会の中で、子ども達の安全で健やかな居場所づくりを推進するため、学校の教室などを利用し、宿題の見守りやスポーツ、文化などの体験活動を行う「放課後子ども教室」を実施しています。計画期間中の量の見込みに対し、提供体制は確保できていると考えています。今後も継続して実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育や保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

今後の方針

保護者の負担軽減を目的に、町内在住で町内の認可保育所に通園している場合は保育料を無料にしています。今後も継続していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入による保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方針

民間業者から参入の要望があれば、必要な情報提供等を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

今後の方針

要保護児童等への適切な支援につながるよう、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に努めます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

今後の方針

類似の支援として、相談支援員や保健師による家庭が抱える不安や悩みの傾聴、相談・助言等を行っています。本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

事業内容

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後の方針

本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(17) 親子関係形成支援事業

事業内容

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

今後の方針

本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦届出時より妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		18回	18回	18回	18回	18回
②確保方策	こども家庭センター	18回	18回	18回	18回	18回
	上記以外	0回	0回	0回	0回	0回

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ回数	6回	14回	18回	15回	8回

確保方策の考え方

面談は令和4年からは一人あたり3回実施しています。今後も妊婦等の相談支援を継続して行っています。

(19) 乳児等通園支援事業

事業内容

0～2歳が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年から本格実施されます。

今後の方針

現在、本町では生後6か月から入園の受け入れを行っています。本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

(20) 産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
②確保方策	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	4人日	7人日	4人日	10人日	1人日

確保方策の考え方

本町ではアウトリーチ型産後ケア事業を行っています。デイサービス型と類似事業を地域子育て支援拠点で行っています。宿泊型については、本計画期間中における実施の予定はありませんが、保護者の要望を見極め、必要であれば事業の実施について検討していきます。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

施策体系

基本目標

1 妊娠から育児まで
支援する環境づくり

2 子育てと仕事の両立を
支援する環境づくり

3 子どもの育ちを支援
する環境づくり

4 子どもを守る環境
づくり

5 経済的支援の充実

6 子どもの貧困対策の
推進

主な施策・事業

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 子どもと母親の健康づくり
- (4) 妊婦応援事業
- (5) 妊婦に対する支援給付

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 保育施設の老朽化への対応
- (3) 地域における子育て支援サービスの充実
- (4) 働きやすい職場環境づくりの促進
- (5) 東洋町子ども預かり事業

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実

- (1) 子どもの虐待防止対策の強化
- (2) 様々な子どもと子育てへの支援
- (3) 交通安全対策の強化
- (4) 防災対策の充実
- (5) チャイルドシート購入費の助成

- (1) 東洋町立小中学校新入生進学支援金支給事業
- (2) 東洋町出産奨励金支給事業
- (3) 乳幼児医療費助成事業
- (4) ひとり親家庭医療費助成事業
- (5) 保育料無料
- (6) 保育・小・中学校の給食費無償化

- (1) 様々な子どもと子育てへの支援（再掲）
- (2) ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- (3) 保育料無料（再掲）
- (4) 保育・小・中学校の給食費無償化（再掲）
- (5) 相談体制の充実（再掲）
- (6) 生活困窮者自立支援事業の推進
- (7) 放課後子ども教室

1 妊娠から育児まで支援する環境づくり

取組方針

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

主な施策・事業

(1) 相談体制の充実

令和 6 年 7 月から子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が統合し、「東洋町こども家庭センター」になりました。専門職が各機関と連携を図りながら一体的に相談支援を行うことで、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに寄り添ったきめ細かな支援を提供します。

目標項目

目標項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
対応延べ人数	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人

(2) 情報提供体制の充実

子育てについての各種情報の円滑な提供を図るとともに、町広報やホームページ、ライフビジョン（アプリ）を通じた情報発信の充実を図ります。

目標項目

目標項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
掲載回数	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回

(3) 子どもと母親の健康づくり

妊娠中の支援として、母子健康手帳交付時等の機会に情報提供や保健指導、保健師・助産師による妊婦訪問を行い、妊娠早期からの支援体制を図ります。不妊治療費支援、情報提供も行います。

目標項目

目標項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健指導数	7人	8人	6人	5人	5人
妊婦訪問数	7人	8人	6人	5人	5人
不妊治療費支援数	2人	2人	2人	2人	2人

(4) 妊婦応援事業

本町は、妊婦健康診査を受けられる医療機関や出産施設が遠方にあることから、妊婦の方への経済的支援として、妊婦健康診査の受診と出産の際の交通費・宿泊費の助成を行っています。

(5) 妊婦に対する支援給付

令和4年4月1日より、妊娠の届出を行った妊婦に対して、出産応援金として妊娠1回につき5万円、出産の届出を行った子育て世帯に対して、子育て応援金として対象児童1人につき5万円の支給を行っています。

2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

取組方針

安心して子育てすることができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。

主な施策・事業

(1) 保育サービスの充実

多様な保育のニーズに対応した保育サービスの確保と、地域社会と連携しながら保育サービスの向上を図ります。

(2) 保育施設の老朽化への対応

町立保育園の老朽化、施設の地震・津波対策に対応するため、高台移転の方向で施設整備の検討を進めます。

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることができる事業の充実を図ります。保護者の急な預かりニーズのみではなく、保護者や児童が地域につながる目的で利用でき、地域の中でともに子育てするための支援として取り組んでいきます。

(4) 働きやすい職場環境づくりの促進

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。また、産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

（５）東洋町子ども預かり事業

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、休日の生活の場を提供する事業を令和６年１２月より開始しています。子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもが安全で安心できる環境の提供に取り組んでいます。

3 子どもの育ちを支援する環境づくり

取組方針

幼児期の教育・保育の一体的提供など幼児教育の充実を図るとともに、家庭・学校等における教育の充実など、子どもが自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを図ります。

主な施策・事業

(1) 幼児教育の充実

保育園・家庭・地域社会が連携し総合的に幼児教育の充実を図り、必要に応じて幼稚園や認定こども園の設置を検討していきます。また、保育園・小学校が連携することで、児童の日々の生活や発達・学びの連続性を確保するとともに、円滑に小学校へ引き継ぐためにも幼児教育の充実を実践していきます。

(2) 学校教育の充実

今後も基礎学力向上を図るとともに、遠隔地教育による多様な意見の体験学習や地域資源を活用したふるさと教育の推進により、学習機会の充実を図ります。また、児童生徒の心の安定・安心して過ごせる環境づくりに努めます。施設の老朽化や防災面などは、子どもの安全確保も考慮し、教育施設全般の課題として取り組んでいきます。

4 子どもを守る環境づくり

取組方針

全国的に虐待相談件数が増加傾向にあり、児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化が市町村に求められている中、子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守る体制の充実を図ります。また、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。さらに、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう、交通事故や自然災害などからの安全を確保する取組を進めます。

主な施策・事業

(1) 子どもの虐待防止対策の強化

子どもの虐待予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、母子保健分野と連携して、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

目標項目

目標項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支援世帯数	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯
支援終結世帯数 (解決数)	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯

(2) 様々な子どもと子育てへの支援

ひとり親家庭について、子育てにかかる経済的な負担軽減を図るとともに、ひとり親家庭の状況を把握し、関係機関と連携して、日常生活及び就業など自立支援に努めます。障がい児について、児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、「障害児福祉計画」に基づき、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行っていきます。

目標項目

目標項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ひとり親世帯数	—	—	—	—	—
障害児受給者証利用者数	2人	3人	3人	3人	3人
外国につながる子ども数	2人	3人	3人	4人	4人

(3) 交通安全対策の強化

関係機関と連携し、通学路や交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。また、乳幼児の事故防止に向け、チャイルドシート購入助成を実施するとともに、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

目標項目

目標項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施日数	20日	20日	20日	20日	20日
助成件数	7人	8人	6人	5人	5人

（４）防災対策の充実

本町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていることから、保育所、学校施設の地震・津波対策を図るとともに、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練や防災教育を実施します。

（５）チャイルドシート購入費の助成

本町に住所を有する満６歳未満の児童の保護者を対象に、チャイルドシート購入費の２分の１（上限 15,000 円）を助成します。購入したチャイルドシートの種類は問いません。

5 経済的支援の充実

主な施策・事業

(1) 東洋町立小中学校新入生進学支援金支給事業

子育て支援の一環として、東洋町立小中学校に新入学した児童又は生徒の保護者に、新入生進学支援金を支給する事業です。

今後も継続して実施し、子育て世帯の経済的支援を図ります。

(2) 東洋町出産奨励金支給事業

出産時に係る費用支援と次代を担う子どもの誕生を祝い、出産奨励金を支給する事業です。

今後も継続して実施し、子育て世帯の経済的支援を図ります。

目標項目

目標項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支給人数	7人	8人	6人	5人	5人

(3) 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の医療費の一部を助成する事業です。

助成により、乳幼児の健康の向上と福祉の増進を図っていきます。

(4) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭医療に対して医療費の一部を助成する事業です。

助成により、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図っていきます。

(5) 保育料無料

本町では、町内に住所を有し現に居住している世帯を対象に、町内の保育所を利用するすべての子どもたちの保育料を無償としています。

（６）保育・小・中学校の給食費無償化

子どもの健やかな成長を支え、家庭の経済状況に関係なく、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整えることを目的に、令和５年９月より保育・小・中学校の給食費を無償化しています。

6 子どもの貧困対策の推進

取組方針

国は、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正し、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、総合的な取組を推進しています。

本町においても、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子育て家庭の経済的負担の軽減、相談支援や、子どもの居場所づくり等、子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

主な施策・事業

(1) 様々な子どもと子育てへの支援（再掲）

ひとり親家庭について、子育てにかかる経済的な負担軽減を図るとともに、ひとり親家庭の状況を把握し、関係機関と連携して、日常生活及び就業など自立支援に努めます。障がい児について、児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、「障害児福祉計画」に基づき、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行っていきます。

(2) ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）

ひとり親家庭医療に対して医療費の一部を助成する事業です。助成により、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図っていきます。

(3) 保育料無料（再掲）

本町では、町内に住所を有し現に居住している世帯を対象に、町内の保育所を利用するすべての子どもたちの保育料を無償としています。

（４）保育・小・中学校の給食費無償化（再掲）

子どもの健やかな成長を支え、家庭の経済状況に関係なく、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整えることを目的に、令和５年９月より保育・小・中学校の給食費を無償化しています。

（５）相談体制の充実（再掲）

令和６年７月から子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が統合し、「東洋町こども家庭センター」になりました。専門職が各機関と連携を図りながら一体的に相談支援を行うことで、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに寄り添ったきめ細かな支援を提供します。

（６）生活困窮者自立支援事業の推進

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を東洋町社会福祉協議会に設置し、相談支援員が必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者と一緒に自立への支援計画を立ててサポートする事業を行っています。

（７）放課後子ども教室

貧困など、様々な困難を抱える子育て家庭が、社会的に孤立して必要な支援が受けられないといった状況に陥ることがないように、居場所づくりの支援に取り組むことが必要です。

本町では、学校の教室などを利用し、放課後に昔の遊びや宿題の見守り、スポーツ、文化などの体験活動を行い、地域ボランティアの方の協力を得ながら、放課後子ども教室を実施しています。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の施策に係る関係各課が連携するとともに、関係機関との連絡・調整を密にし、連携強化を図ります。

また、国や県が進める施策との整合性を図るとともに、連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

2 計画の進行管理・見直し

本計画の実現に向けて、各事業の取組状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施します。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べる
こと。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定又は変更について意見を述べる
こと。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査
審議すること。

資料編

1 東洋町子ども・子育て支援会議設置条例

平成 25 年 12 月 9 日

条例第 20 号

(設置等)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。第 3 条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、東洋町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置するとともに、同条第 3 項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 支援会議は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 東洋町子ども・子育て支援会議委員名簿

氏名	職名	備考
豊川 充	野根小学校校長	
谷岡 由香	甲浦小学校校長	
谷 玲穂	銀杏・甲浦保育園園長	
池本 まどか	銀杏保育園保護者会会長	
東 達也	甲浦保育園保護者会会長	副会長
武田 渚	野根小・中学校 PTA 会長	
嶋田 数昌	甲浦小学校 PTA 会長	
谷岡 智恵美	東洋町社会福祉協議会次長	
井上 貴久	東洋町教育委員会	
生松 克祐	住民課課長	会長
奥村 忍	住民課課長補佐	会長代理

東洋町
第3期子ども・子育て支援事業計画

発 行：東洋町 住民課

〒781-7414

高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

電 話：0887-29-3394

F A X：0887-29-3813